

公的研究費の運営・管理及び研究活動上の不正行為防止の責任体制

株式会社東京海上研究所(以下当社)は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(令和3年2月1日改正 文部科学大臣決定)、及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)に基づき、以下の責任体制のもと公的研究費の適正な運営・管理を行い、公的研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為を防止します。

責任体制

責任者	職名	責任の範囲と権限
最高管理責任者	研究所長	当社全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。
統括管理責任者	研究所長	公的研究費の運営・管理について当社全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
コンプライアンス推進責任者	事務局長	当社内の各組織における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。
研究倫理教育責任者	事務局長	研究員等に対する研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ。

公的研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為に関する相談並びに告発の窓口

当社では、公的研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為に関する相談並びに告発の窓口を設置し、社内外に公開しています。

公的研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為に関する相談並びに告発については、メールを通じて受け付けております。告発については、告発者の保護に配慮し、個人情報を上記目的以外に使用することはありません。

相談並びに告発窓口 : inquiry@tmresearch.co.jp

公的研究費に係る取引先様へのお願い

当社との取引先様に関しては、下記の事項を遵守頂きたくお願いいたします。

1. 当社との不正な取引に関与しないこと。

- (1) 取引にあたり、贈賄・談合及び当社社員と癒着しないこと。
 - (2) 取引事実と異なる書類の作成・提出しないこと。
 - (3) 架空請求、その他不正な事項を行わないこと。
2. 当社社員から不正な取引の相談・依頼等があった場合には速やかに断りをいれ、当社の相談窓口へ連絡してください。
 3. 当社に物品を納品する際は、納品日が記載された納品書を付帯してください。
 4. 購買に関して、事務局に所属する社員以外は発注権限を有していないことをご理解いただき、その他の社員から発注があった場合は拒否してください。ただし、一部の物品については例外を設けており、研究員から発注させていただくことがあります。

以上